広 島 県 吹 奏 楽 連 盟 規 約

第一章 総　　則

第 1 条　1　本連盟は広島県吹奏楽連盟と称し、略称を「広島県吹連」とする。

2　本連盟の事務局を下記に置く。

〒730-0802 広島市中区本川町二丁目６－１０ 和田ビル 302 号

第 2 条　1　本連盟は広島県内各部門別（小学校、中学校、高等学校、大学、職場、一般）吹奏楽連盟をもって組織する。

2　本連盟は社団法人全日本吹奏楽連盟の会員連盟で、毎年５月２０日現在本連盟に加盟している団体は全日本吹奏楽連盟に登録される。

3　本連盟は必要に応じて地区支部をおくことができる。

第二章 目　　的

第 3 条　1　本連盟は吹奏楽の振興を促進し、芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

2　本連盟は学校音楽教育の向上に努めることを目的とする。

第三章 事　　業

第 4 条　本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1　吹奏楽の振興に関する研究

2　コンクール等の開催

3　吹奏楽祭、講習会、研究会等の開催

4　指導者の育成に関する事業

5　吹奏楽の楽器及び楽譜、図書、研究調査物の発刊及び研究

6　その他目的を達成するために必要な事業

第四章 役　　員

第 5 条　本連盟には次の役員を置く。

1　会長 1名　　副会長 2名　　理事長 1名　　副理事長 3 名以内
理事 若干名　　監査 2名　　事務局長 1名

2　上記役員の他に、各事業を円滑に実地するため部制を設け、各担当部長を置く。

3　その他理事会の推薦により本連盟では参与、相談役（名誉会長・名誉理事長）名誉会員並びに顧問を置くことができる。

4　相談役（名誉会長・名誉理事長）は、理事会または理事長の諮問機関とする 。

第 6 条　1　会長・副会長は、各部門連盟の会長の互選によって定める。

2　理事長は、別に定める細則「理事長選出について」により定める。

3　副理事長・事務局長は、会長・副会長・理事長により選考し、理事会の承認を得て、会長が任命する。

4　各担当部長は会長・理事長・副理事長・事務局長により選考し、理事会の承認を得て、会長が任命する。

5　監査は理事会が推薦し、会長が委嘱する。

6　参与、相談役、名誉会員並びに顧問の推薦・委嘱については、施行細則により別に定める。

第 7 条　1　会長は本連盟の公務的責任者として会務全般を統括する。

2　副会長は会長を補佐し、会務全般を統括する。

3　理事長は本連盟を代表し、実務的責任者として理事会を統括し会務を運営する。

4　副理事長は、理事長を補佐し、会務を運営する。

5　理事は本連盟の会務を運営する。

6　事務局長は理事長を補佐し会務運営の事務処理をする。

7　各担当事業部は、当該事業に関わる準備及び大会当日の実行業務を行う。

8　監査は本連盟の財産及び業務執行の状況を監査する。

第 8 条　役員の任期は二年とする。但し再任を妨げない。

欠員により補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第五章 会　　議

第 ９ 条　本連盟はすべてのことを理事会において決定する。

第１０条　理事会は年二回理事長が招集する。臨時理事会は会長又は理事の四分の一が要求した時これを招集する。

第１１条　理事会は次の事を審議決定する。

１　事業報告及び決算報告の承認
２　事業計画及び予算案の承認
３　役員の改選
４　規約の決定及び変更
５　その他必要な事項

第１２条　臨時理事会は理事長又は理事の四分の一が請求した場合にこれを招集する。

第１３条　緊急を要する事項は理事長・副理事長・事務局長の三役によりこれを決定し理事会に報告する 。

第１４条　理事会は三分の二以上の出席で成立し議決は出席者の過半数をもって決定する。

第六章 会　　計

第１５条　本連盟の経費は連盟費、分担費、寄附金、事業収益金、その他をもってこれにあてる。

第１６条　会計年度は４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。

第１７条　１　本連盟の会費・分担金・連盟費は次の通りとする 。

２　１団体につき　1,６００円

［内訳］　全日本吹奏楽連盟費　５００円
中国吹奏楽連盟費　　６５０円
広島県吹奏楽連盟費　４５０円

第１８条　その他本連盟の運営上必要な施行細則は別に定める。

附　　則

この規約は昭和５１年５月７日を以って効力を生ずる。

昭和５７年５月６日	第２条、第３条、第５条、第７条、第１４条、第１６条の一部改訂を行なう。
昭和６２年５月１７日	第２条、第５条、第６条、第７条の一部改訂を行なう。
平成元年５月２６日	第２条、第１６条の一部改訂を行なう。
平成３年４月２７日	第５条、第６条、第１６条の一部改訂を行なう。
平成６年４月２７日	第１条、第２条、第３条、第４条、第５条、第１６条の一部改訂を行なう。
平成９年５月２日	第７条の一部改訂を行なう。平成９年１１月１４日 第６条の一部改訂を行なう。
平成１０年５月１日	第１条、第５条の一部改訂を行なう。
平成１７年４月２８日	第１条、第２条、第５条、第６条、第７条、第８条、第１３条、第１７条の一部改訂を行なう。
平成１８年４月２８日	第１７条の一部改訂を行なう。
平成２４年４月２８日	第１条、第５条、第６条、第７条、第８条、第９条、第１１条、第１２条、第１３条、第１４条の一部改訂を行う。
平成２８年４月２３日	第１７条の一部改訂を行う。
令和５年４月２４日	第７条の一部改訂を行う。

理事長選出に関する細則

第６条２．により、理事長選出に関する細則を次のとおり定める。

１　理事長は、任期満了前年度秋の理事会１ヶ月前までに、事務局長に「留任」または「退任」の意思表示をしなくてはならない。

２　次期理事長に立候補を希望する者は、理事長任期満了前年度秋の理事会終了後３０日以内に、その意思を定められた書式により２部門以上にわたる理事３名以上の推薦人をもって事務局に提出しなければならない。なお、立候補の有資格者は、立候補時点に於いて、本連盟の役員または広島県内各部門別（小学校、中学校、高等学校、大学、職場、一般）吹奏楽連盟の役員でなければならない。

３　事務局は、現理事長の留任の意思があり、且つ、他より立候補の届け出を受けた場合、会長・副会長・及び理事長・副理事長・事務局長の三役（ただし、留任の意思表示のある理事長及び
立候補を届け出た者を除く）並びに、各部門の代表理事１名により理事長選考委員会を構成し、理事長候補の選考にあたる。選考が困難な場合は、理事会に諮り、出席者全員の無記名投票により選出する。
但し、投票の結果、いずれも過半数以上の支持が得られない場合は、上位２名により再投票により定める。

４　任期途中理事長が辞意を表明した場合、または、理事長に不測の事態が生じた場合は、速やかに、上記２項、３項に準じて理事長の選出を行う。

参与、相談役、名誉会員並びに顧問の推薦・委嘱に関する細則

広島県吹奏楽連盟規約第６条６．により参与、相談役（名誉会長・名誉理事長)、名誉会員並びに顧問の推薦・委嘱に関する細則を次の通り定める。

１　名誉会員

（１）長年この連盟の役員として尽力され、退任された者。

（２）在任中の業績が顕著で、理事の４分の３以上が推薦した者。

（３）名誉会員は、辞退、又はこの連盟の名誉を傷つけ、又はこの連盟の目的に違反する行為がない限り、終身会員とする。

（４）名誉会員は、この連盟主催の大会及び事業などに参加することができる。

（５）名誉会員は、会長が委嘱する。

２　相談役（名誉会長・名誉理事長）

（１）この連盟の会長及び理事長として尽力され、退任された者。

（２）在任中の業績が顕著で、理事の４分の３以上が推薦した者。

（３）相談役の任期は、辞退、又はこの連盟の名誉を傷つけ、又はこの連盟の目的に違反する行為がない限り、次期名誉会長、又は次期名誉理事長の就任が決定するまでとする。

（４）相談役は、理事会及びこの連盟主催の大会及び事業などに出席し、理事長、又は理事会に意見を述べることができる。

（５）相談役は、理事長が委嘱する。

３　参　与

（１）相談役を退任された者。

（２）参与は、辞退、又はこの連盟の名誉を傷つけ、又はこの連盟の目的に違反する行為がない限り、終身会員とする。

（３）参与は、この連盟主催の大会及び事業などに参加することができる。

（４）参与は、理事長が委嘱する。

４　顧　問

（１）この連盟関係者以外で、県内の知識人、事業家、その他の学識経験者等より、会長及び理事長が推薦し、理事会で４分の３以上の承認が得られた者。

（２）顧問は、この連盟の組織・事業・運営等に関する事項について、必要に応じ会長及び理事長の相 談を受ける。

（３）顧問の任期は、２年とし、再任は妨げない。

（４）顧問は、理事長が委嘱する。

附　　則

この施行細則は、平成７年４月２８日を以って効力を生じる。

会　計　細　則

広島県吹奏楽連盟規約第１８条により役員の旅費・宿泊・日当に関する細則を次の通り定める。但し、全日吹連・中国吹連・その他より別途諸経費の支給がある場合には、これを勘案して理事長が支給額を定める。

Ⅰ　旅 費 規 定

次の場合に旅費を支給する。

１　全日本及び中国吹連より招集された会議に出席する場合。

２　県吹連より招集された理事会・事務局会・監査会に出席する場合。

３　大会運営において旅費の補助が必要と認められる場合。

４　その他理事長が、業務遂行のため必要と認めたもの。

Ⅱ　支 出 基 準

１　県外出張時においては、原則として公共交通機関を利用し、勤務先より会場までの旅費実費を支給する。また以下の額を加算して支給する。

４時間以内	３,０００円
６時間以内	４,０００円
８時間以内	５,０００円

２　各種大会においては、一律４,０００円、会議においては一律3,000円を支給する。但し、実際の旅費がこれを上回る場合は、その差額を支給する。また、時間的・経済的に新幹線・航空機またはその他の交通機関を利用する方がより適当であると理事長が判断した場合は、その旅費を支給する。

Ⅲ　宿 泊 費 規 定

宿泊地の事情により、理事長が勘案して、一泊につき１３,０００円以内を支給する。

附　　則

令和５年４月２４日　　一部改訂を行う。

慶　弔　規　定

1）会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・理事の退職時には、下記の基準により感謝状および記念品料を贈る。但し、記念品料についてはその都度三役会によって決定する。

	役 職 名	任務実績
1	会長・理事長	二期４年以上勤続した者
2	副理事長・副会長	三期６年以上勤続した者
3	事 務 局 長	四期８年以上勤続した者
4	理 事	五期 10 年以上勤続した者

2）現職役員が死亡した場合は、弔電・香典１０,０００円、花輪または生花をおくる。

3）現職役員の配偶者・直系１親等（両親・子供）が死亡したときには、
弔電・香典５,０００円、花輪または生花をおくる。

4）元役員が死亡したときは、弔電、花輪または生花をおくる。

5）現加盟団体の代表者（小・中・高校においてはクラブ顧問）が死亡した場合は、
弔電、花輪または 生花をおくる。

6）県外の案件については、県の規定に準じて理事長と事務局長で処理をし、事後の理事会で報告をする。

ローリエット賞受賞規定

１）趣　旨

当該年度において吹奏楽コンクール、マーチングコンテスト、小学校バンドフェスティバル、アンサンブルコンテストで、優秀な成績を修めた団体を県吹連が表彰し、その栄誉を称える。

２）選出基準

ローリエット賞受賞基準については次の団体を対象とする。

① 当該年度の各大会において、中国大会から全国大会に推薦を受けた団体。

② 吹奏楽コンクール小編成の部で、中国大会において金賞を受賞した団体。

③ アンサンブルコンテストにおいて、前年度に全国大会に出演した団体。

３）授賞式及び演奏・演技の披露について

吹奏楽まつり終了後に授賞式を行い、盾を贈呈する。

各団体は、演奏・演技の披露を行うことができる。その場合、吹奏楽まつりへの参加はできない。

４）その他

派遣に関わる楽器運搬費、交通費の補助はしない。

附　　則

令和５年４月２４日　　一部改訂を行う。